

総務産業委員会報告書

令和7年9月18日

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

委員長 森 本 洋 子

令和7年9月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少數意見
議案第90号 備前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第98号 令和6年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	なし
議案第99号 令和6年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	なし
請願第17号 吉村武司前市長の認諾額申出書の作成及び使用についての調査を求める請願	不採択	なし

- 行政視察の実施報告について

<所管事務調査・報告事項>

- 総合支所部の所管に関する事項について
 - 三石地区の旧コンビニエンスストアについて
 - 各総合支所の職員体制について
- 総務部の所管に関する事項について
 - ・市が関係する訴訟について（総務課）
 - 備前市職員数の推移について
 - 空き家に関する固定資産税の取扱いについて
- 市長公室の所管に関する事項について
 - 市政アドバイザーについて
 - 罹災者への支援事業について
- 企画財政部の所管に関する事項について
 - 人口減少・少子化対策の取組について
 - 備前緑陽高校サポート事業について
 - 備前市総合計画（後期基本計画）について

報告事項

- ・水道水の水質事故について（水道課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第90号の審査	2
議案第98号の審査	4
議案第99号の審査	6
請願第17号の審査	8
報告事項（水道課）について	12
会計課の所管に属する事項について	15
監査委員の所管に属する事項について	15
総合支所部の所管に属する事項について	15
所管事務調査	15
総務部の所管に属する事項について	17
報告事項	17
所管事務調査	19
市長公室の所管に属する事項について	22
所管事務調査	22
企画財政部の所管に属する事項について	28
所管事務調査	28
行政視察の実施報告について	40
閉会	40

総務産業委員会記録

招集日時	令和7年9月18日（木）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会	～ 午後3時40分 閉会	
場所・形態	委員会室	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	森本洋子	副委員長 丸山昭則	
	委員	尾川直行	石原和人	
		山本 成	松本 仁	
		内田敏憲		
欠席・遅参・早退委員		なし		
列席者等	議長	西上徳一		
傍聴者	議員	なし		
	報道	あり		
	一般	あり		
説明員	市長公室長 兼ふるさと寄附課長	河井健治	秘書広報課長 文田義宣	
	危機管理課長	菊川智宏		
	企画財政部長 兼人口戦略室長	榮 研二	企画課長 木和田純一	
	財政課長	三宅貴夫	システム構築課長 田原美智代	
	総務部長	石原史章	総務課長 難波広充	
	契約管財課長	西村昌英	税務課長 星尾雄二	
	総合支所部長	森 優	三石総合支所長 瀬尾茂樹	
	日生総合支所長	横山修一	吉永総合支所長 新庄英明	
	会計管理者	草加浩一	監査委員事務局長 高坂 泰	
	建設部長	梶藤 勲	水道課長 杉本成彦	
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○森本委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室、企画財政部、総務部、総合支所部、会計監査委員関係の議案及び請願の審査並びに所管事務調査、報告事項を行います。

***** 議案第90号の審査 *****

議案第90号備前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○尾川委員 備前市としてはどういう効果があるように理解されとんか。

○難波総務課長 このたびの改正につきましては、内容としましては、正職員についてですが、部分休業の取得方法を1日の勤務のうち、2時間を限度に30分単位で取得する方法、それから年間の上限時間を定めて、1時間単位で取得していく方法の選択が可能となるものとなっております。多様化のための法律改正ということですので、条例もそのような改正をしております。

またあわせて、会計年度任用職員の部分休業の取得を、現行では3歳までの子供がおられる方ということになっていたんですけども、小学校就学前まで可能とするよう改正を行ったものとなっております。

○尾川委員 上から下りてきとのる条例改正と思うけど、現実的に運用できると思うとるわけ。それからどのぐらい活用するかという予想は持っとられるんですか。

○難波総務課長 今回のこの制度につきましては、育児休業という形で、部分休業という形になります。当然、利用される場合は、時間当たりの給与とか報酬が減額されるものになりますので、こうした運用になるかと思います。

現状ですが、部分休業の取得者が、9月1日現在で、女性職員が市長部局において6名、教育委員会において4名、病院事業において9名の方が取得されておられますので、こうしたところの方へその取得方法の多様化というところで御提案できるものと考えています。

○尾川委員 現場的には要望は結構あるし、この条例改正は適当と担当者が判断されるとるわけ。

○難波総務課長 そのとおりでございます。

○石原委員 議案書の8ページ、第8条の5へ、特別の事情ということで、専らここでは配偶者のもろもろの事情というところがあるけど、小学校就学前の未就学児の育児に当たっての特別の規定でしょうけど、このあたり配偶者に関することとか、そういうところをもうちょっと分かりやすく教えていただければ。

○難波総務課長 会計年度任用職員の小学校就学前まで延長になるというところでございますが、6ページ、7条で、部分休業をすることができない職員というところで規定しております部分の改正によって取れるようになるというものでございます。

○石原委員 今まで3歳まではこういった休業が認められるとけれども、ここで配偶者の方なんかに入院などの事情があるときに限って、その範囲が、規定が広がりますよということによろ

しいですか。

○難波総務課長 通常の育児部分休業につきましては、7条のところで職員が決められております。8条の5の特別の事情というところは、個別のものを指すものでございまして、そういういたところの部分休業制度全体を指すものとはなっていないと考えています。

○石原委員 御本人の都合、事情によって育児のための休業は、今まで部分休業なりは、会計年度と正規の職員の方の取扱いとか、3歳までは認められとったけれども、この条例改正によつて、配偶者の方の事情も条件として付加されるようになって、そういう事情であれば、3歳までだったものが、およそ6歳ぐらいまでの育児をされるとの職員は休業が取れますという改正で解釈しとったらしいですか。

第8条の5のところにアンダーラインが引かれていますので、これらあたりも大きな改正点なのかというのもあってお尋ねさせていただいたけど、後ほどお教えいただけたら。

○森本委員長 休憩します。

午前9時40分 休憩

午前9時45分 再開

○森本委員長 再開いたします。

○難波総務課長 このたびの改正で、多様化に対応するためということで、2時間の部分休業と上限の日にちを定めて、年10日程度になるんですけど取得できる、選択できるということがございました。そちらの制度改正に伴いまして、8条の5において、当初2時間の部分休業を選択されていた職員が、例えばお子さんの病気とかで1日休みたいというような状況の変化がございましたら、そういう事情を認めるという規定になっております。

私の説明の冒頭のところで、選択できるのが正職のみという発言があったというかもしれないんですけど、非常勤職員も選択できることになっておりますので、その辺は確認という意味で申し付け加えさせていただきます。

○尾川委員 結局、全員適用になるということで理解したらしいですか。

○難波総務課長 全ての職員といいますか、非常勤の方につきましては、週に3日以上勤務される方または年間121日以上勤務される方という条件はございます。

○尾川委員 この条例とは関係ないけど、一般企業はどういう動きになつたるわけ。先行しどんか、それとも同時並行で、公務員はそういう方向になってきるとという理解か、民間企業もそういう方向になってきとんかを、その辺についてお聞きしたい。

○難波総務課長 先行しているかどうかというところは調べられておりませんので、お答えできないんですが、国の法律改正に伴うものでございますので、全国的に全体的にそちらの方向に動いているという理解でございます。

○尾川委員 常識的に考えたら、子供の健康状態が不良のときに、親に連絡するのが、第一優先と思う。その辺企業としたら、就業途中に職場から出していくということで、業務に支障があるという意見を言われる方も過去にはあった。今はそんなことないと思うけど、その辺があるからお

聞きしたかったんで、また確認して教えてください。

○森本委員長 ほかの方はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第90号の審査を終わります。

***** 議案第98号の審査 *****

議案第98号令和6年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

○尾川委員 273ページの駐車場用地貸付料が少しずつ減少してきとんですけれども、経年見ると、台数についてどう捉えられとんかをお聞きしたい。

○瀬尾三石総合支所長 三石駅前駐車場が全部で43区画あります。定期利用が、5年度が209区画、6年度が154区画、一般利用が、5年度が302件、6年度が401件、舟坂駐車場が40区画あります、5年度が120区画、6年度が116区画です。

○尾川委員 貸付料が減少したのは、当然人口減少問題とかいろいろあると思うけど、そのあたりどういうふうにお考えですか。

○瀬尾三石総合支所長 三石総合支所ができてからですけど、令和3年度から5年度までは、ちょっとずつでありますけど、利用者数、利用台数、増えておりました。

6年度減った理由ですけど、近隣の企業様が定期利用されとったのを途中でやめられたということで、6年度は5年度に比べて減つとる状況でございます。

利用台数もさっき言ったとおり、三石総合支所ができて、手続が便利になったとか、駐車場の維持管理を我々三石総合支所がすることになって、迅速にできるということになったんで、増えていったと考えるとんですけど、さっき委員が言われたとおり、地区の人口減に伴う利用者減などがありまして、基本的には、現時点が上限かなと考えております。

○石原委員 6年度末でこの基金の残高は幾らになるのか。

○瀬尾三石総合支所長 6年度末で8,783万3,864円でございます。

○石原委員 275ページ、積立金23万7,840円、年度ごとに幾ら積み立てるかという、何らかの規定、基準といいますか。

○瀬尾三石総合支所長 実情は、財政課からの指示により言われた額を積み立てとるという状況でございます。

○石原委員 草刈り作業と支障木伐採などは、どちらへ委託されての作業でしょうか。

○瀬尾三石総合支所長 三石の財産区管理地でございまして、8か所ございます。委託先は三石

の区長協議会とか、公民館長協議会とか、三石地区とかという7団体へ出しております。

○尾川委員 こういう財産区は今後もずっと同じような形で継続するべきものですか。他の自治体ではこういう形でやつとんですか。

○瀬尾三石総合支所長 各自治体の考え方によるとは思うんですけど、自治体によってはもう財産区を解散して、その財産を市全体へ吸収するという団体もありますし、三石に関しては、前々年度、条例改正させていただいて、三石の財産区の維持管理だけでなく、福祉の向上に役立つように使えるという感じで、条例改正させていただいて、有効活用していこうという考え方で現在は動いております。

○尾川委員 今福祉で条例が変わって、いろいろ昔からの流れというのがあるから、理解できんことないと思うけど、市全体に福祉ということになってきて、事務量は、職員がどの程度やつとんか、100%近いかどうか、その辺検討する必要があるんじゃないかな。

○瀬尾三石総合支所長 条例改正によって福祉の向上というのは、あくまで三石地区に限られておりますので、今まで財産管理に、維持管理にしか使えなかつたものを、三石地区の福祉の向上には使えるようにという感じで変えさせていただいております。

○内田委員 需用費の修繕費28万3,000円、何を修繕されとんでしょうか。

○瀬尾三石総合支所長 財産区を管理しております舟坂地区の路面修繕と、その駐車場内にある建物の鍵の交換をさせていただいております。

○内田委員 施設整備品29万9,000円は、何を購入されとんですか。

○瀬尾三石総合支所長 これは草刈りとかをするときのバリカン1台と、そういうものを置く物置を購入させていただいております。

○石原委員 275ページ、一般会計繰出金610万円、コンビニの支援でしたかね。6年度これを繰り出されて、7年度ですけど、コンビニについてはどういう状況、6年度の振り返りも含めて、今後に向けての可能であれば、お話しいただければ。

○瀬尾三石総合支所長 この610万円は、三石運動公園に物置を造るときの財源とするために一般会計へ繰り出したものになります。

次に、現在のふれあいセンターのコンビニの件ですけど、先月になるんですけど、今までと違う新たなコンビニ会社様からの連絡がありまして、お話をさせていただいて、結果、コンビニ会社が我々でオーナーを見つけましょうという話で、現時点では、複数名のオーナー候補が見つかったという御連絡いただいております。

コンビニ会社のほうで調整させていただいて、その話を今は待つとる状況です。

時期が整えば、一応公募という形を取らせていただいて、新たなコンビニ会社とオーナーという感じで、市のほうで審査させていただいて、よければ、再開したいと考えております。

○石原委員 これは運動公園の倉庫ということで、一方ではこういう形で一般会計へ繰り出されるんですけども、片やさっき言った委託料であったり、施設設備品であったりするものは、この会計の中で支出も行われるということで、会計上の何が何でもこういう形で一般会計へ、金額が

大きいものが繰り出されることになっているのか、条例等々の規定であるのか分からんすけど、それを感じたんですけども。

○瀬尾三石総合支所長 三石財産区基金条例のほうで、基金からは直接そういうことをしないで、一般会計または他の特別会計へ繰り出して使うというふうに規定されておりましすし、財産区というのが、積極的な財産を増やすような行為、もともとは今ある財産を維持管理するというのが目的、財産区というのがそういう基本的な目的となります。なので、大きなものを、資産が増えるようなもの、倉庫を建てるとか、大きな補助金とかというのは、全国的に大部分の自治体が一般会計へ繰り出して、一般会計から工事をしたり、補助金を繰り出したりという感じでしどるのが大部分が通例でございます。

○森本委員長 質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

本決算は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第98号は認定されました。

以上で議案第98号の審査を終わります。

***** 議案第99号の審査 *****

議案第99号令和6年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

○尾川委員 289ページの土地貸付収入、土地貸付料145万4,790円、暦年見ると微妙な変化というか、土地貸付けなんか固定的な金額と思ったりするけど、このあたりはどういう感じなんか詳細を教えて。

○新庄吉永総合支所長 土地貸付収入ですが、一般的に、ほとんどが固定的なものになります。ただ、昨年度と比較しますと、おおむね12万円ぐらい減額となっております。これにつきましては、NTTさんが電柱を設置しておったところが、よくよく調査した結果、財産区の土地であったということで、過去最長で23年間遡及して令和5年度、電柱敷地料を支払っていただけたというところが、12万円ぐらいの5年度と6年度の差額という形で、5年度は12万円ほど6年度より多いかつたということでございます。

それ以外につきましては、ほぼ定期的なものということで御理解いただけたらと思います。

○石原委員 先ほど三石でもございましたが、291ページの一般会計繰出金36万3,697円、こちらはどういう事情といいますか。

○新庄吉永総合支所長 三国地区財産区特別会計では、土地の貸付収入で、収入された金額を地元へ何分の何、財産区へ何分の何、市へ何分の何というふうに負担といいますか、歳入をするという取決めをしておりまして、先ほどございました土地貸付料のうちのこの部分については、4

分の1は市に入れます。2分の1は、地区へ入れます。4分の1は財産区の会計にそのまま残しますという取決めをしております。

歳入が145万4,790円ございまして、それぞれ負担割合の計算式で計算した結果、先ほど委員おっしゃられました36万3,697円が市の会計に入りますよという取決めの下で繰り出しをしておるというところです。

○尾川委員 291ページ、報償費の評議員謝礼10万5,500円、今までずっと払われてきとんですけど、変化した理由と、三石財産区には評議員謝礼は項目としてはないけど、委員と評議員との区分というか、そのあたりもう統一されたらどんなんかなと思うて、いろいろ生い立ちが違うから違いが出てくるというのは分からんことはないけど、ある程度整理する考えはないですか。

○新庄吉永総合支所長 5年度に比べての減ということでございますが、予算では月1回の管理会の開催ということで予算を確保させていただいておりましたが、案件が予定より少なかつたため、委員会を開催する回数が少なかったというところが決算額の減という形になります。

それから、評議員のお話でございますが、財産区管理会の定数は、地方自治法の規定で、7人以内、任期4年以内と規定されております。こちらにつきましては、各地区からの推薦により選出されて議会の同意をいただいております。

ただ、三国地区につきましては、小字が8地区ございまして、7名という規定に基づきますと、1小字の方が委員になれないということがございますので、従前から、委員は7名、評議員を残りの地区の1名で、小字8地区から全員1名ずつ選出していただいて、委員会を開催させていただいております。

評議員の業務につきましては、委員ともうほぼ同じ業務という形で運用させていただいております。

○内田委員 18節の備品購入費36万7,840円は何を買われたか。

○新庄吉永総合支所長 キャスターつきの会議用テーブルを8台購入させていただきました。

○森本委員長 質疑を終了してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本決算は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第99号は認定されました。

以上で議案第99号の審査を終わります。

休憩します。

午前10時13分 休憩

(丸山副委員長、山本委員退席)

午前10時17分 再開

○森本委員長 開催します。

***** 請願第17号の審査 *****

請願第17号吉村武司前市長の認諾額申出書の作成及び使用についての調査を求める請願についての審査を行います。

○難波総務課長 最初に、要求資料としてございました時系列の表を出させていただいております。

この表について、経緯について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

このたびの請願に係る住民訴訟事件に係る経緯について御説明します。

住民訴訟につきましては、監査前置の原則があり、監査請求を前にしておかなければいけないという原則がございます。このたびは、第1回目の監査請求が令和5年8月3日に却下となったことを受けて、9月1日に住民訴訟を提起されたものです。

しかしながら、監査請求につきましては、住民訴訟の提起の前に、第2回目の監査請求を8月24日に行い、また第3回目の監査請求を同年10月7日に行われております。

第2回目は却下、第3回目につきましては、監査が実施されまして、同年12月7日に棄却となっております。

これに対して、第1回目の監査請求に基づき提起された訴訟ではありますが、第3回目の住民監査請求の棄却の後、令和5年12月12日に訴状の訂正申立てを行いまして、第3回住民監査請求に基づく住民訴訟へ訂正され、訴状が市に送られ、訴訟へと進んでいったものとなっております。

また、これを受けて、被告である備前市長宛てに訴状が到達したのは令和5年12月20日であります。

そして、市は地方自治法に基づき令和6年1月24日に田原隆雄元市長宛ての訴状告知書というものを裁判所へ提出しており、また請願書にも書いてありますが、1月26日に被告である備前市代理人より訴訟告知書が田原氏へ送達されたとされています。

これを受けて田原氏は、2月27日に補助参加の申出を行われました。請願にもあります通り、4月10日の第2回口頭弁論期日から補助参加が認められております。

以降の裁判の流れは、お配りしました経緯のとおりとなっております。

当該請願に係る認諾書は、令和7年4月21日に、原告らの訴訟代理人から提出されたもので、5月21日の第8回弁論準備期日において、裁判官から住民訴訟では認諾は採用されない旨が示されております。

なお、次回の期日は、令和7年10月1日に予定されていることとなっております。

○石原委員 このたびの請願、訴訟に関するところもございまして、大変デリケートな問題で、これまでこの件に限らずですけれども、とかく係争中の案件については、答弁を差し控える旨の御発言、こういう場ではよくよくございますけれども、少しでも事実のところですね、少しで

も理解が及べばということでお願いをさせていただいて、可能な範囲でお示しをいただいとるわけですけれども、このたびの請願について、訴訟の原告は、例えば個人であったり法人であったり、原告を表現される際に、自治体ではそういうような表現ぐらいに終わることが多いですけれども、今委員がお二人除斥、退室されましたけれども、そこらのところも含めて、執行部から市民、我々に御説明いただけるところがございましたら、原告についてはいかがでしょうか。

○森本委員長 暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時28分 再開

○森本委員長 再開いたします。

○石原総務部長 先ほどの石原委員の御質問でございますが、過去にも本会議の中でそのような御質問があった際には、当時の総務部長からも、個人のプライバシーに配慮して答弁を控えさせていただいておりますということで、答弁させてもらっておりますので、このたびにおいてもそれを踏襲させていただきたいと存じます。

○石原委員 今日お出しいただいた資料で、何回も弁論の準備期日が出てきますけれども、準備期日とはどういった日になるんですか。

○難波総務課長 弁論準備期日といいますものを書いてありますが、こちらは裁判所が争点及び証拠の整理を行うため必要があるときに、当事者の意見を聞いて事件の弁論準備手続をするための期日となっております。

○石原委員 私もこの請願につきましては、議会、議員の立場でなかなか違法性のところであったり、判断が我々の立場では難しいのではないかという思いを抱く中でお尋ねをさせていただいて、確認をさせていただいとるわけです。お出しになられると方が求められるとところ、特に疑義に感じているところ6項目。1ですけれども、認諾申立書が4月21日に出ておるようです。認諾申出書なるものは、もう原告の言い分がごもっともですと、もう全てを認めて裁判を終わらせるための申出書、書面と捉えておるけども、そういうものですか。

○難波総務課長 認諾申出書についてですが、被告が原告の主張を全面的に認める意思表示を示す書類ということになっております。

現在係争中の案件で、このたび出された認諾申出書につきましては、市の公式な見解と異なるものと理解しております。

また、本件においては、認諾は採用されないと、もう法で規定されるとというところで、影響なかったものと市では考えております。

○石原委員 住民訴訟では、この認諾は採用されないと、もう法で規定されるとというところで、刑事訴訟では、認諾申出書が出された途端に、もう裁判は終わって終結するという類いの書面ですか。

○難波総務課長 委員言われますとおり、住民訴訟では認諾は採用されないと認識です。刑事といいますか、通常の民事訴訟においては、認諾というものは採用されると理解しております

す。

○石原委員 この認諾申出書が4月21日ですから、ここにもあるように、前市長の任期の翌々日ぐらい、たしか任期満了を迎えたかと思うけれども、その2日前ほどに、「備前市之印」が押されたものが裁判所へ出されたというところはここにもございますが、その点はもう間違いない事実ということでおろしいですね。

○難波総務課長 現在のところですけど、認諾につきましては、市で意思決定した文書はございません。認諾書を発出したという記録もないということでございます。

また、私どもも公印記録簿等を確認しておりますが、使用の事実は確認できません。

また、「備前市之印」が押してあったということですが、こちらは市長名の文書には通常使用しません。公文書であれば、「岡山県備前市長之印」を使用します。

○石原委員 こういった書面が正規の手続を経ずに、しかも原告側の代理人から出されるとということで、誠にもって本当にここにある不可解な流れです。だけれども、裁判所としてはこういった認諾の申出は、こういった類いの訴訟では無効ですよと、採用されませんよという御決定のようですが、現時点ですよ、そういう本来あるべきではない、皆さん方も知るところでないところで、「備前市之印」が押印されて、その書面が裁判所へ申出書として提出されたという案件については、誠に不可解ですが、その書面はもう無効でしょうけれども、そういう出来事については、備前市としてはどう捉えられて、対応なりというところは、こういった場合にどうお考えになられて、どういう対応を検討されたりお考えになっとんかという思いは抱くんですかとも。

○難波総務課長 まず、今回の認諾書についてですが、裁判所に提出したのは、備前市の関係者ではなく、原告代理人弁護士ということあります。

5月21日の期日で、詳しい入手経路を明らかにできないということとされています。ただし、被告職員、備前市の職員からの入手については否定されているところでございます。

認諾書についてですが、原告の主張のように、談合及び違法行為を認めることの影響は大きいと、市においては考えておりますが、法廷で備前市において認諾の意思はない旨の確認というものをしております。

○石原委員 6番目に、そもそもの法に触れるということで、4件ほど上げられております。最初の公務員職権濫用罪、刑法193条にも出てまいりました。それから、有印公文書偽造に関するもの、刑法155条1項、それを使う同行使、刑法158条1項、それからまた公印の不正使用、刑法165条の2項に該当する違法行為であると、出されるとの方は、ここまで明記をされんですけども、市としてこういった不可解な出来事、ともすればこういった罪に当たる行為になりかねない、そういった行為をどう受け止められて、今後についてはどう対応を考えておられるのかと。

○難波総務課長 今回につきましては、現在、内部の調査を実施しておりますが、現在のところ、詳しくお伝えできるものはございません。

また、罪につきましてもケース・バイ・ケースで、調査により事実を確認していくことになりますので、違法行為の特定もできていないのが実情です。

公印の管理につきましては、厳重にしていきたいと考えております。

○石原委員 ここで出されるとる請願、まず趣旨とされまして、我々備前市議会においてその解明を求められるとるものでございます。

それから、請願事項、末文ですけれども、先ほど僕も取り上げさせていただいた6点の事柄について、司法の下で真実を明らかにし、市民に適切に周知報告する必要があるので調査をお願いされる請願となっておりますので、これを受けて僕個人、今のところ委員の見解ですけれども、これを市議会として受け止めて、罪に当たるものなのか、それから係争中の案件でもありますし、恐らく調査にも限界も大きなものがあるでしょうし、それを議会の場で罪について明確に、違法行為であるか否か、そういうところも調査をこういう形で今後も委員会等々でお尋ねはさせていただくことは可能かとは思いますけれども、所管事務調査等々で。だけれども、議会、議員の立場で、違法行為等々についてどこまで調査権限が及ぶのかというところもございますし、大変不可解な案件ではありますけれども、先に意思表示をさせていただくとすれば、こちらの請願事項につきましては、不採択の意思表示とさせていただくつもりでお話をさせていただいております。

もう一つ振り返りで、住民監査請求、これ棄却、何度も却下されたり、最後の棄却となつた、その監査結果、これ手元で見てみると、こういった談合疑惑情報、確かにございました。私も議員当時、情報が寄せられたのを記憶しておりますけれども、当然市も把握をされて、ここにも文言が載っていますけれども、市は備前市の談合情報マニュアルに基づいてこの件を処理され、備前市入札等調査委員会を平成30年5月25日に開催され、情報について審議したところ、情報が談合情報備前市のマニュアルに定める要件を満たしていないため、この件について情報については調査しないこととしたと、その後、入札後、談合の事実が認められた場合は、入札は無効とする旨の文書を先方に送付をした上で、平成20年5月30日に入札を執行されております。

それを受け契約議案が、新庁舎建設の契約議案が直後の6月定例会に追加議案とされ提案をされまして、我々備前市議会は、時の備前市議会がそれを可決してという流れでございます。ですので、ここで請願の趣旨のところにも書かれておりますけれども、こちらの新庁舎整備工事についての談合なるものは、我々議会議員の一員でございますけれども、市がマニュアルに沿って適正に処理したというところで理解しておりますので、ここでなぜ、この訴訟についても不可解なものでありますけれども、そういうところも申し上げた上で、ここでもう意思表示とさせていただきます。誠に不可解な案件ではございますが、議会としましては、この請願につきましては不採択の意思表示とさせていただきたいと思います。

○松本委員 全体として談合があったかないかというところから始まって、今日に至って、それについては議会は調査せずとかにして、その後にこういう監査請求から始まって今日に至っているわけですけど、今、石原委員が言われたように、全然何も解決されてないですから、こういう

認諾申込書について、元市長の違法性について適當な云々とか、こういう何か証拠が、こういう経過があったかどうかということがまだもやっとしとる中で、これがあつたかないかとかということは、ここでは判断できないんですけど、今日この請願を採択するしないじやなしに、こういう場合、継続審査ということはあるんですか、今日はちょっと棚に上げとくと。もう何も明らかになつてないわけですから、もっと延ばすというか、もうちょっと裁判の経過を見ながら判断すればいい問題だと思う。ここで採択しないとかというふうにしないほうがいいと思う。

○尾川委員 係争中ですから、調査の限界もあるし、いろいろ意図しとることは、不明確なところもあるし、ただ不採択ということに私は思います。

○内田委員 私もこういった案件については、司法に委ねるべきじゃないかという思いはありますんで、私も不採択でと考えております。

○石原委員 私、先ほど意思表示はさせていただきましたけれども、市当局とされては、引き続きこの件につきましては、しっかりと皆さん方も恐らく遺憾な、誠にもって不可解な案件だと思いますし、市にとってあってはならない出来事だと思いますので、しっかりそのあたりは検証もしていただき、今後についても、こういった疑惑といいますか、そういうものを少しでもはつきりとした形、疑惑が晴れるような形、それから今後に向けてこういったことも含めて、胸に刻んでいただきて、進んでいただくことを強くお願ひは当然させてはいただきたいと思います。

○森本委員長 請願第17号については、継続審査を希望する旨の御意見がございました。採決に入る前に、まず本請願を継続審査とするかどうかをお諮りして、継続審査が否決された場合は、本請願についての採決を行います。

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数でありますので、本請願は採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

ないということなので、請願第17号は不採択となりました。

以上で請願第17号の審査を終わります。

休憩に入ります。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○森本委員長 委員会を再開いたします。

水道課長からの報告があるそうです。

***** 報告事項（水道課）について *****

○杉本水道課長 水道課から1点御報告いたします。

水道水の水質事故についてでございます。

判明したのは、本日令和7年9月18日、午前9時43分に備前市吉永町の三国東部浄水場の

給水区域で、水道課が水質検査を委託しております岡山県広域水道企業団からの速報により、クロロホルムの濃度が0.064ミリグラム・パー・リットルで、水質基準値の0.06ミリグラム・パー・リットルを僅かに超過いたしました。

これにつきまして、大事を取って水道水の水の入替えをこれから準備させていただきます。これに伴います御報告でございます。

○尾川委員 この水道検査は定期検査ですか。

○杉本水道課長 今回の検査につきましては、8月の定期検査で総トリハロメタンという項目で、基準値の70%をめどに、岡山県へ報告、岡山県保健所へ報告をすることがありまして、その追跡調査によりまして、今回分析したものでございます。

○尾川委員 疑いがあつて再検査した結果がこうなったということで理解したらええですか。

○杉本水道課長 はい、そのとおりでございます。

○尾川委員 結局、水道水の入替えで対応するということで、解決策になつとんですか。

○杉本水道課長 このトリハロメタン、クロロホルムという物質につきましては、気温が高い時期に塩素消毒によりまして発生することがあります。

濃度が基準値を僅かに超過したということで、水の入替え、滞留時間を短くするということで解消しようかと考えております。

○尾川委員 ある程度原因というか、分かつてきとるようですが、今までにもあったのか。

○杉本水道課長 過去10年ぐらい前には、一度そういうことがございましたが、それにつきましても同様で、水の使用量がかなり減少してきておりますので、例えば水道のタンクとか、配管の中にとどまる日数が長くなってきたことが原因でございましたので、水の入替えを促進するという対応を考えております。

○尾川委員 原因は、人口減少で使用量が減ってきたということですけど、その解決策としては、一般的に認められるということになるんですか。今後の防止対策についてお聞きしたい。

○杉本水道課長 水質基準が改正されるときに、追加で塩素を注入する装置を設置しました。それからかなり期間が経過いたしまして、やはり人口減少によります水の需要の減により、使用量が減少して水の入れ替わりがしにくくなってきたということで、夏場の対策として、水の入替えを促進させていこうかと考えています。

○尾川委員 塩素をやめて、いろいろ消毒方法も変えるという話が以前からあったが、そのあたりの取組、対策はどうお考えか、それともう一つ、類似施設があるかないかということでどういうふうに手を打たれたかと、その2点お聞きしたい。

○杉本水道課長 塩素消毒につきましては、水道法で必ず塩素により消毒をしないといけないということになっております。

対策としましては、例えば配水池が容量が割と大きな容量でございます。約40トンの容量ですので、例えば配水池の運用水位、配水池の水をためる水、水位ですね、高さを例えれば半分程度にして、そこへとどまる日数を半分にするという方法を今後検討してまいりたいと思います。

それから、同様の場所につきましては、吉永総合支所が所管をしております簡易給水施設なども同様な小規模水道に該当します。それから、同じ水道課が管理しております飲料水供給施設、例えば寺山、大股、それから飯掛が該当いたします。

○尾川委員 それに対しては水平展開されとんですか、この事例から。その辺はどういうふうに対応されとかをお聞きしたい。

○杉本水道課長 飲料水供給施設でございますが、これとは別にはなりますが、ここも使用量が減少してきておりまして、塩素の濃度が低下してきたりすることが発生しておりますので、今年度塩素の追加で注入する設備の導入を進めております。

○尾川委員 課長、いろいろ塩素でない方法を研究しようたんじやなかつたかな。

○杉本水道課長 委員御指摘のとおり、塩素消毒ではなくて、塩素消毒では消毒できないクリプトスボリジウムといいます原虫の対策として、紫外線処理の導入を、坂根のほうで行いました。同様に、吉永の浄水場でも紫外線処理、それから三国東部でございますが、こちらにつきましては、膜ろ過設備によりましてクリプトの対策を行っているところでございます。

○尾川委員 それは塩素とは違うわけ。消毒の方法というのは、代替案として、塩素は問題があるからそれに変えていきたいということじやなかつたかな。

○杉本水道課長 御指摘の部分のところでございますが、紫外線処理というのは、塩素と比べると、残留効果がございませんので、最初に、先ほど申し上げましたクリプトなどの原虫、塩素が利かないものを処理するためのものでございます。最終的には水道法で塩素で、消毒の残留効果のあるものを使うように定められておりますので、現在の処理としましては、最終的に塩素処理を行うようになっております。

○石原委員 今の御報告だけお聞きしますと、水道のことですから、市民の方が聞かれたら、すごい衝撃というか、えっ大丈夫みたいな不安が広がると思うけれども、さっきおっしゃった、クロロホルムなる物質で、聞いただけで恐ろしいですけれども、もうもうの事情で、ごく僅か基準値を超えたと、過去10年前にもあったやにお聞きをしましたし、原因の一つが、あまりの高温であることも起因して、塩素と何らかの反応を起こすのか、高温なんかも一つの大きな要因ですよということを含めて、市民の方、もしお知らせをされたり、地区の方、お話をされたりするようなときにも、しっかりとそのあたりも含めてお話しいただきたいのと、高温が問題で小規模な水道施設で基準値を超えることが起きるんであれば、この厳しい夏ですから、日本中でこういうようなことが次から次へと起こっとんかなという思いもあったりするが、整理しますと、市民の方へのお伝えのされ方の工夫というか、毎年夏にはこういうことが起きる可能性がどんどん高まってますよということでよろしいですか、現状のままいけば。

○杉本水道課長 現状のままといいますか、簡単にできる対策、先ほど申し上げたように、気温とかが高い時期だけ水の入替えを進めていくというのが、一番手っ取り早い対策になろうかと思っております。

周知の方法につきましては、一応地元区長を通じて周知をさせていただいて、放送もさせてい

ただく予定でございます。

○森本委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 会計課の所管に属する事項について *****

会計課の所管に属する事項についての調査研究で報告事項等ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員の方で何か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 監査委員の所管に属する事項について *****

監査委員の所管に属する事項について、報告事項ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員の方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 総合支所部の所管に属する事項について *****

総合支所部の所管に属する事項について報告事項ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員の方で。

○内田委員 三石のコンビニの推進状況は。

○瀬尾三石総合支所長 先月、新しいコンビニ会社様よりお問合せがありまして、面談の結果、コンビニ会社様で新しいオーナーを探してみましょうという話でございます。複数人現在は一応オーナー候補が見つかっている状況と聞いております。現時点は、コンビニ会社と新オーナー様のほうで調整交渉中というふうに聞いております。この後、その調整がいいようにいきまして、開店してもいいという話になれば、今度は市のほうで公募して応募いただいて、市のほうで審査という感じになると思います。

○山本委員 基本的にコンビニのオーナーが決まりましたら、今までどおり補助金は出す形で進めていくんですか。

○瀬尾三石総合支所長 その予定で、当初予算にも計上させていただいております。

○尾川委員 今後新たな方法、ただオーナーに頼んで、同じ轍を踏まんようにするためにどうしたらええか、何か方策とか、店のいろいろ条件とか考えられとんですか。

○瀬尾三石総合支所長 我々も前回の失敗が当然頭の中に入っています。このたびお問合せいただいたコンビニ会社様にも、経営状況から、失敗したであろうという原因まで全て話をした上で、コンビニ会社様、プロでございますので、それでも経営改善とか、新しい方向、対策を取つていただいて応募いただけるという感じでは考えております。当然、先ほど御説明したとおり、応募いただいたら、市のほうで審査いたしますので、当然市でも前回の失敗を踏まえた上で、厳しく審査させていただいて、経営がやっていけるかどうかということを考えていきたいと考えて

おります。

○尾川委員 今まで看板がへこんどるからよう見えんとか、場所の問題とか、経営をやっていくためにそのあたりの反省点というか、問題点はある程度、今までどおりの場所で考えられとんか、新しいコンビニ会社のオーナーか誰かがその対応でこうしたほうがええという提案はされてきとんですか。

○瀬尾三石総合支所長 今ある場所でちょっと分かりづらい場所ですけど、以前のオーナー様にも、市とかコンビニ会社が看板を設置したらどうかとか、配達したらどうかという提案をしていたんですけど、オーナーの事情によって実現されなかつたということで、それを当然我々、新たなコンビニ会社にも伝えてますし、それほど詳しくはお話はしてないですけど、コンビニ会社も独自のアイデアがあるとはお聞きしております。

○丸山副委員長 新たにということですが、その中で時間帯とかも当然のごとく話が出ていると思うが、もう少し詳しく分かれば。

○瀬尾三石総合支所長 開店時間のほうも、以前日曜日が定休日で、朝8時から夜8時オープンで、市も、またコンビニ会社も、通勤客を取り込むように、もっと早く開けたほうがいいとか、日曜日オープンしたら、当然、近くの運動公園の御利用者の方にも利用いただけるということで、アドバイスはしとりましたので、当然そういうことも新しいコンビニ会社様にはお伝えしております。

○丸山副委員長 通勤の方がなかなか買いたいという時間に閉まっていたというのは聞いていたが、あと夜もあまり遅くというと、あそこは交代で勤務されている会社もありますが、その辺のデータ取りも細かくしたけど、あんまり必要だったというのも、本当にいろんな御尽力していただきとんのに、無駄にしないようにだけ、よろしくお願ひします。

○森本委員長 ほかの方で、この件はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかの件で何かございますか。

○石原委員 支所に関して、現状職員、いろんな勤務形態もあるとは思うけど、三石、日生、吉永、現在何名の体制で運営されていたか。

○瀬尾三石総合支所長 三石総合支所ですが、現在、正職が2人、会計年度任用職員が1人の3名の体制でございます。

○横山日生総合支所長 日生総合支所ですが、正職員が6名、会計年度任用職員が頭島グラウンドゴルフを含め5名となっております。

○新庄吉永総合支所長 吉永総合支所ですが、吉永総合支所と神根紅葉会館と三国の出張所と、3つ事務所があるんですが、まず吉永総合支所では、正規職員が6名、会計年度が2名、紅葉会館は会計年度が1名、三国出張所は、正規職員と会計年度が1名ずつということでございます。

○石原委員 何名が本当に適正なのか難しいですけれども、ここ最近の流れでいくと、職員数は、どんな感じで推移しとんですか。旧来よりこれぐらいの人数で運営されとったんですか。

○瀬尾三石総合支所長 令和3年度に三石総合支所ができたときは、支所長が兼務だったんで5．5人で、令和6年度に3人に減少しました。

○横山日生総合支所長 日生総合支所ですが、正職に関しては、昨年度と変わりありません。会計年度任用職員につきましては、昨年度、8名だったんですが、2名作業員だった分が建設課へ一括されました。1名の減となっております。

○新庄吉永総合支所長 人数につきましては、昨年度からは増員という形で対応していただいております。ただ、マイナンバーカードの更新とか、外国人の就労に伴う登録、一つの企業で5人とか7人とかまとめて連れてお越しになられるんで、かなりの時間を要します。あとは吉永、市の北部で、林道とか農道とか多く抱えておりまして、昨今の急激な豪雨等々で倒木の処理にはかなりの時間を要しております。そういう職員が会計年度でも多いですが、そういう職員の増員が望ましいという話は支所内ではしとんですが、やはり全体的を考えてみると、そこまであまり言えないのかなというところで、うちの職員のほうで今のところは対応をしております。

○石原委員 三石も6年度から5．5人が3人ですから、厳しい状況も見てとれますし、日生も作業に当たつた方がこちらの建設課へという動きもあって、片やこっちのほうでは、職員が中央省庁なり、いろんなところへ出向かれ、それから吉永であれば、本当に広い地域を管轄されるわけですから、我々が申さずとも、来年度に向けて本当に適正な職員配置がなされることを願って、お伝えさせていただくしかないけれども、ぜひ支所部長もしっかり頑張っていただいて、より適正な配置を目指して、より明るい令和8年度に向かっていっていただければと思います。

○森本委員長 ほかの方で、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 総務部の所管に属する事項について *****

次、総務部の所管に属する事項について、報告事項がございましたら。

○難波総務課長 総務課から御報告いたします。

訴訟について、1枚の資料を提出させていただいております。

訴訟一覧につきまして、判決が確定したものと、新たな訴訟提起があったものがございますので、御報告いたします。

まず、上から2つ目、2番の工作物収去土地明渡し等請求事件について、先日、建設課から、閉会中の委員会で御報告させていただきましたとおり、確定いたしております。

また、最後の住民訴訟につきましては、6月16日に提訴され、8月20日付の文書により訴状が届きました。

内容につきましては、令和6年度のアメリカの歴史・文化・伝統を体験するツアーに係る支出に違法があったとして、前市長への損害賠償請求を提起することを求める事案でございます。

○石原委員 以前からもお伝えをさせていただいていますけれども、こういう形で委員会にはお示しをいただきけれども、なかなか難しい面も配慮も必要ということで、大変デリケートな問題も含んでありますけれども、より分かりやすい形で、市として今後も引き続き公表の在り方

を御検討いただきたい。

一番上の案件の訴訟は、10年以上なるようすけども、全国的にも同じような案件が出されていて、まだまだ控訴なりで争われとる案件で、備前市だけが特にというんじやなくて、全国的にもそういう状況ということでおろしいですか。

○難波総務課長 この案件は、全国的に生活保護費の減額改定に違法があるということで、全国的に争われている事案でございます。県内でも、本市のほか、対象の団体がございまして、進んでいくものでございますので、訴訟のほうは順次進んでいくものと考えております。

○尾川委員 係争中は別として、2番目の確定というので、いろいろ事情があつて、その結論、裁判まで行ったということですけど、再発防止策という面じやあ、どういうふうに捉えて今後の対応というか、いろんな原因、理由があったと思う。提訴されたわけですが、今後の防止策についてはどうお考えになって、生かそうとされとんですか。

○難波総務課長 建設課と、総務課も交えてお話をさせていただいたことがございます。今後、また同様の事案、今回の場合ですが、同意書の確認が、やっぱり同意書の内容についていろいろ争われた部分がございます。

そうしたことと言いますと、同意書のこういった土地の収用に係る同意書を取つたりするときに、必ず2名以上の職員で対応するということ、内容、署名押印など、正当性を複数の目で確認するということにしましょうということでお話をさせていただいております。

○尾川委員 一人で対応していきょうたと、職員の人は大体2人で対応して、誤解のないように事務処理を間違わんように、例えば2人で対応するといつても、人員もおらんし、ビデオ撮るとかなんとかという考えはないわけ。

○難波総務課長 当然、複数での対応ということで、最低限2名以上の職員で対応しましょう、内容とか署名、確認をきちんと確認しましょうという内容ですが、それに加えてのそういうたった録音とかというお話であつたりケース・バイ・ケースでいろいろございますが、職員の身を守ることにもつながりますので、取れる対応は取つていけばいいものかとは思っております。

○尾川委員 こういう事例があって、そういう事務処理のそごがあつて、結局責任は市にあります、県にありますということで、県がある程度責任持ってくれたと思う。

そういうことが繰り返されんように、担当者をたたくんじやなしに、何とかそういうふうにならんように、キャリアの問題もあるかもしれんし、地域の問題もあるかもしれんし、いろんな理由があつたと思う、その事務処理をするについて。だから、歯止めをどうしていくかをきちっと対策を打つて、担当者を泣かせんように、起こる可能性は絶対ねえとは言えんから。その辺ができるだけ押さえてもらう方法はどうですか。

○難波総務課長 参考にさせていただきたいと思います。

○森本委員長 この件はもうよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、所管事務調査に入らせていただきます。

備前市職員数の推移について、資料が出ていますけど、これは尾川委員。

○尾川委員 地方創生2.0基本構想で、特に若者や女性に選ばれる地域ということで、この表を見ても、正職と会計年度任用職員の比率が、かなりの比準になつたと思う。地方創生2.0の基本構想に基づく今後の会計年度任用職員の扱い、実際どのくらいの賃金差があるんか、同年齢で、同一労働同一賃金ということになつたんですけど、今問題提起されるとわけじやから、今後の運用をどうお考えなのか。

○難波総務課長 資料の下のほうですが、給与額を示させていただいております。一般事務でありますと17万7,600円から18万1,900円と書かせていただいております。給与水準でいいますと、高卒で市役所に入ってこられる方の給与と同額相当ということで設定したものでございます。年収でいいますと、一般事務でありますと、賞与を含め約300万円、294万8,160円から301万9,540円の間となっております。

今後の見通しといいますか、方向性でございますが、会計年度任用職員につきましては、近年、勤勉手当の支給など処遇の改善が進んできております。そうしたところもございますので、業務の在り方とか制度の在り方を、評価制度も含め検討していきたいと考えております。

○尾川委員 今現状を見てみると、特に教育委員会関係が正職に対して、任用職員が倍以上おられると、ここら辺の雇用形態は、特にどこに原因があるんかどうお考えですか。令和2年は149に対して289と、これはALTも入つとるから数字的に莫大に数が多くなって、極端な数値になつたんかも分からん。教育委員会関係の処遇の問題というの。

○難波総務課長 教育委員会についてでございますが、令和2年と比べますと、70人増えております。こちらは、ALTの増加分、75人を含んでおります。また、こども園の保育教諭の方を会計年度任用職員で雇用させていただいている方の数字も入っております。

また、ICT支援員とか、2年度にはなかった雇用もございまして、増減しているものでございます。

また、教育委員会の割合で会計年度任用職員の人数が多いというところではございますが、こども園の保育教諭の方、調理場の調理員の方、スクールバスの運転員、学校の支援員など、様々な業務、業種がございますので、そういう状況になっております。

○尾川委員 任用職員でも特に若い人を対象にとか、何かこういう雇用条件というか、新たな方策は、雇用数をICT化によって減すよりは、安くてもようけ使うたほうがええんか、どうお考えなのか。雇用条件というか、雇用契約もできんという状況、そのあたり人事担当としたら、もう少し積極的に前向きにどうしていったらええかという、非常に難問を抱えとる。国も若者、女性にターゲットを置いて、特に保育園とか、学園、司書の関係とか、若い女性が好む職業に対して、なかなか重点を置けんことになつたと思う。積極的に魅力のある職場づくりに、若い女性についてターゲットを置けという指摘ですけど、市とすりやどうお考えなのか、雇用をどうする、コストがかかってもしようがないというんか、もうちょっと明確にしてもらいたいと思う。その辺の取組スタンスを教えて。

○石原総務部長 まず、全体的なお話の中では、市町村合併、平成の大合併を行った自治体としては、国からも当然、地方議員とか、職員は当然どうあるべきかというところが問われてきたところでございます。

さらに、職種で申しますと、技能労務職については、例えば現在いらっしゃる方が定年で退職をされた後の補充というのは、正規職員で採用を控えるようにという御指導なども出ていた時代というのもございます。

本市におきましては、やはり子育て世代、保育園、こども園へのいろんな方策など行ってきた背景の中で、当然人材を確保していくということから、処遇のほうも、国もアップしていきなさいという御指導もある中で、備前市としても、本市独自でそういう改善を行ってきたというのは最近でもございます。

市の施策とマッチする働きができるそういった職場づくりというところに視点を置いて、かといって多くの職員を幾らでも正規職員として採用することができるかというと、定数の問題も当然ございますので、適正な人員配置は計画的に中・長期的に考えていかなければならない課題だと思っております。

委員御指摘の若者世代、それから女性等々といったお話も、この後企画部門で私のほうも引き続き列席をさせていただきますので、そういうお話も展開していくのかなと思っているところでございます。

総務部人事の立場としては今、そういった背景がある中で、適正な人員配置はやはりしっかりと持っておかなければならぬと思っております。

○尾川委員 国は今後の方針というか、変わってきるとるわけじや、若者、特に女性に対して。なかなか難しいテーマがあるけど、それやらんと、地域の人が、若い人がおらんから子供がおらんと言うたらまた語弊もあるけど、そういうことからいうと、ここらあたりで頭の切替えというか、対応されるとと思うけど、特に備前市、今までには指定管理、あるいは臨時、任用職員、雇つてきて、とにかくコストを下げるという方向になってきとったものを、方向転換しょんじやから、それに対して国も何らかの動きが出てくると思うんで、早めな手当てというか、一番は雇用形態、やっぱり気持ちよう働いて、力いっぱい働いてもらう施策をぜひやってほしい。

○森本委員長 休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時04分 再開

○森本委員長 再開いたします。

備前市職員数の推移についての途中からなので、石原委員からお願ひします。

○石原委員 職員数に関して備前市定員適正化計画がございますけれども、この計画は、存在意義、存在価値というか、果たしてどれだけの意味を持つ計画なのか、定員適正化計画についてのお考え、お聞かせいただければ。

○難波総務課長 定員適正化計画はございます。ただ、実態としまして、令和6年度のように早

期退職が大変多い年もございます。採用ができない年もございます。そうしたところで現実とずれるところはどうしても出でますが、総じて適正な定員管理を想定した計画としております。

○石原委員 この計画が令和6年度までの計画となっておりますけれども、今年度以降、この計画はもう新たに策定をされるのか、どういう形になるんでしょうか。

○難波総務課長 手元に今計画は持つてないですけども、7年3月に策定しておりますが、まだホームページで公表はできておりませんので、公表を進めさせていただきたいと思います。

○石原委員 備前市の障害者の活躍推進計画も、同じように令和6年度までの計画ですけれども、これも策定されているけれども、公表はというところでしょうか。

○難波総務課長 そちらのほうも、7年3月31日が期限となっております。策定し次第、公表をさせていただきたいと思います。

○石原委員 障害者雇用に関しては、段階的に法定雇用率が引き上げられて、少しづつでしきれども、公表されると計画によりますと、市長部局と議会事務局と教育委員会と病院事業に分化されて目標値の設定とかがあるようですが、これを見ますと、市長部局では既に法定の雇用率をクリアできているように見たけれども、教育委員会、病院事業では、なかなか達成には厳しい状況に見て取れます。教育委員会が令和8年度には2.9%ぐらいに、法によって目標設定をされるようですが、これを見ますと、令和元年6月1日時点、実雇用率が1.52%で、これ以降改善されるとの、数値がよく分かりません。教育委員会部局が特に障害者雇用に関しては、まだまだ努力が必要なのか、厳しい面もあるのかというところもあるけれども、実情と公表される新しいのを見させていただければええんすけれども、こういうところに対する取組、教育委員会になるでしょうけれども、そのあたりもまたお尋ねする機会を持たせていただければと思います。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

この件は終わらせていただいて、ほかの方で何か。

○石原委員 空き家に関する固定資産税の取扱い、特定空家であったり、管理不全な空き家に指定されて、市から勧告を受ければ、固定資産税の取扱いが随分と変動しますというのがあったけど、備前市においてはそのあたりはどうでしょうか。

○星尾税務課長 特定空家、確かに勧告をして、それでも応じない場合は、土地の上に建物が建っている場合、軽減が効いている状態ではあります。特定空家に該当し、勧告しても、なお措置を講じない場合は、建物がない状態の土地だけの更地の状態での課税をするということになろうかと思いますが、今現在、勧告をした事例がございませんので、課税の強化といいますか、というもの自体は実施していないのが現状でございます。

○石原委員 実情としては、備前市においては勧告に至るまでのところはないけれども、今後、勧告を受けられて、どれくらいの期間、対応がなされなければ、固定資産税に影響が及ぶか、ある程度の期間ですか、空き家に関しては当然その所管はあちらでしょうけど、税務に関して勧告

後、どれぐらいの期間経過すればというルールがあれば。

○星尾税務課長 決まったルールはつくっておりませんが、毎年固定資産税が1月1日時点での状況をもって課税するようになりますので、勧告したからすぐに行くという取扱いはしないかとは思いますが、そのときになってそういう状況が出てくれば、そのときに検討したいと考えております。

○石原委員 法によって、1年とか2年とか、これぐらいで固定資産税が、全国的な一律の何かルールがあるものなのか、そのあたり市独自で判断される事項なのかも含めて、また教えてください。

○森本委員長 関連とかございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

総務部関係、終わらせていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

***** 市長公室の所管に属する事項について *****

市長公室の所管に属する事項についてに入らせていただきます。

各課報告事項等ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

1点目の市政アドバイザーについて。

○内田委員 市政アドバイザーって大変重要なポストであると思いますので、どういった方が知りたいと思いまして、こういった経歴なんかも出していただきましたけど、生年月日はそれぞれ何年ですか。

○文田秘書広報課長 三宅昇氏につきましては、昭和28年8月7日生まれの71歳です。相原さんの生年月日が昭和56年10月27日、年齢は43歳になります。

○内田委員 私も実は昔の仕事柄三宅さんについてはあらかた知っとんですが、相原さんについては、全く知らないですから、どういった方かなと思いながらこの経歴を見ると、不動産事業、教育産業、建設業、製造業などとなっておりますが、などはどういったもんが入るんですか。

○文田秘書広報課長 今ここで列記している業種になります。

○内田委員 たくさん業種を変えられている方で、いろんな経験をされると人だと思ったが、市政アドバイザーも大変重要なポストでありますので、私は広く市民の方に御紹介すべきと思っておりまして、お二方も、ぜひ市の広報紙で、こういった方にお願いをして、市政に携わってもらっているということを御紹介すべきと思っておりますけど、どんなでしょうか。

○文田秘書広報課長 市政アドバイザーにつきましては、これまで重友梨佐さん以外の方については、広報紙では紹介しておりませんで、このたびの市政アドバイザー2名につきましては、直接市民と関わり合いになることはほぼなく、内部の検討課題等の助言をいただくということになろうかと思っておりますので、広報紙への掲載については今のところ考えておりません。

○内田委員 市民の方、非常に関心を持っている方が大勢おられますんで、ぜひ御紹介できるよ

うな御検討をお願いできればと思いますけど、どんなでしょうね。

○文田秘書広報課長 御意見ありがとうございます。参考とさせていただきたいと思います。

○内田委員 約2か月間の活動状況が掲載されておりますけども、下から4行目で、施設管理公社云々で、副市長と事業見直し等、意見交換をされておりますけど、こういった実績をというか、こういう話合いを踏まえて、前市長におかれましては、いろいろ事業の見直しをされたことを発表されるとんでしょうか。

○文田秘書広報課長 このたび、市政アドバイザーに御助言いただいております。それだけではございませんが、そういったことも含めまして、このたびの議会での御挨拶での見直しの御発言があったものと考えております。

○尾川委員 出勤状況の内容がいろいろ列挙されているが、この内容について情報公開することは考えてないか。大事な話を、どんなやり取りがあったか、書かれると気になる。中身を見たら、大変な話をされていると思うて、聞きたくなる。

○文田秘書広報課長 先ほどと繰り返しになりますが、内部協議の御相談をさせていただくなりの際に御助言をいただいております。そういったことを踏まえまして、例えば先日来の議会の冒頭での御挨拶の中にもありましたように、見直しを発表、述べられるということになっておろうかと思いますので、そういったことで御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 市政アドバイザーの任命基準、人選の基準とかはあるのか。中には3病院の在り方についてこの市政アドバイザーだったかどうか忘れたけど、取扱基準というか、議事録について明確に示すものがあるか。

○文田秘書広報課長 市政アドバイザーについては要綱がございますが、選についての基準なり、項目等が定められているかということにつきましては、特に定めはございません。

○尾川委員 税金使う以上は、明確に示して、基準をつくって、今まで明確にしてなかつたんですけど、こんな内容を話しされるやり取りがあるというたら、相当なものじゃなど。軽く聞き流す程度でいくんとすると、諮問会議とか諮問委員会とかいろんな形の、こういうノウハウ入手するという方法があると思うけど、正式な会議とかで位置づけてするという必要があると思うけど、どんなですか。

○河井市長公室長 先ほど課長が申し上げましたように、アドバイザーの設置要綱がございます。その中に、市政に関して識見または経験を有する者のうちから市長が委嘱するという基準がございますので、最低限この基準に基づいてという形になっております。ただ、委員の言われたように、例えば会議の記録とかについては、この要綱内では取決めは特にございません。あくまでも職務とすれば、市政の施策に対する政策的、または専門的について御助言とか、支援ということをいただくという形になっております。結果が伴うものであれば、公表するのも考えられることはあるかとは思いますけれども、実際現状を申し上げますと、状況把握していただきとするような状況ですので、形として結果が伴っているものは今現在ないです。

今後、大きな動きがあって、アドバイザーの影響をもって何か政策的なものが動くということ

であれば、記録は必要とは考えておりますけれども、あくまでも今御助言をいただいている程度ということで御理解いただければ非常にありがたいです。

○尾川委員 この機会に、政策的な非常に重要なことについて触れていきようということになつたら、やっぱり構えると思う。そのためには人選をある程度公開して、備前市のかじ取りしてもらおうかというぐらいじゃったら、ある程度明確にし、そして記録を残して、こういうやり取りがあったとか、報酬払うて、こんな重要な案件を。教育長の面談、ALT事業の協議といったら、えちょと待てよ、もっと専門的な立場の人を優先して、もっと広く意見を求めるほうがベターかなと思って、この機会にそれを明確にするつもりはないですか。

○河井市長公室長 あくまでも協議とか、意見交換として入っておりますが、このアドバイザーの方が、例えば今大きな話題になっておりますALT事業に対して、大きく御助言をいただくところまでに至っている内容ではございません。ですから、内容をどこまで公表するかということにはなろうかと思っておりますけれども、ALT事業につきましては、今の現状のことに関しましては協議会のほうでしっかりと検討していただいておりますので、議論としては、こういう形の書きぶりにはしておりますけれども、内容的には、今のALT事業をどうするとかという内容には至っておりませんので、お時間もちょっと短いですし、今委員のおっしゃられるように、例えば専門的な方の御意見のほうが、逆にというような結果になるのかなどは考えておりますので、書きぶりとしては、こういう簡単な表現になっておりますけれども、そんなに重たい状況ではないというのは御理解いただければと思います。

○尾川委員 例えば7月10日、10時から15時までの長時間、市長は忙しいのに、こんだけ時間を取つて、その中の5分、10分ほどしかしとらんというのは別にして、市長、副市長と、協議会というふうにやつたんかという、この議事録の書き方が悪いかどうか知らんけど、そういう見方はできると思う。

助言をいただくぐらいじゃつたら、市が出することはないと。市としてきちっとした規定もあって、税金使うてやりよんじやつたら、この機会にもっと明確にしたらどうですかという提案をしょんじやけどね。

○河井市長公室長 委員御指摘のような、例えば長時間の会議でありましたり、重要な案件につきましては、極力、会議録が取れれば取る形で検討してみたいと考えております。

○尾川委員 この機会にもうちょっと明確に、議題として上がって時間取りよんじやから。私は重友梨佐の市政アドバイザーで観光大使のイメージを持つとったのが、こういう話になつたら、やっぱり明確にすべきという意見で、ぜひ上に伝えてください。

○石原委員 市政アドバイザー、平成29年度に創設というか、設置についての要望が整えられてということで、その際、北浦信夫さん、こちらが保健・医療・介護福祉部門、それから森熊男様、こちらが教育部門ということで、部門もある程度限定をされて、着任をされたんかなと。まだ予定者ということで、当時の委員会の資料で出ていました。

参考までに重友さんはどういう立場、分野を受け持つていただきとるアドバイザーですか。

○文田秘書広報課長 重友さんの市政アドバイザーにつきましては、広報紙に掲載しておりますが、スポーツ部門の市政アドバイザーとして委嘱されておるようです。

○石原委員 三宅昇様は何かこう分野の、ある程度の規定はあるんですか。

○文田秘書広報課長 三宅様につきましては、本日提出させていただいている資料のとおりにはなりますが、長い間県職員としてお勤めいただいて、その後、産業振興財団に今顧問として役職をお持ちです。したがいまして、行政全般にたけている方という認識をしております。

○石原委員 特に産業、財政に関して経験も豊富でしょうし、知見もしっかり持たれているでしようけども、三宅さんについては、行政全般についてのアドバイスを、それから楣原さんは何かこういった分野はあるんでしょうか。

○文田秘書広報課長 特にこちらの一定のジャンルと限定をお願いしているところではございませんが、楣原さんにつきましても、本日提出しております経歴等御覧いただいたとおり、ICT関係の方面に得意な方、スキルをお持ちの方という認識でございます。

○石原委員 重友さんについては、スポーツですから、市民に接する機会も多いお立場のアドバイザーで、広報紙への御紹介でもあったが、よく整理していただいて、行政全般、的確な適切なアドバイスを都度いただければ結構ですけど、こういったところに対してのアドバイスをいただく方を、ある程度明確になっとくほうが市政アドバイザーだと思います。よく整理していただきて、分かりやすい形で、これもお願いでお伝えさせていただきます。

○丸山副委員長 梅原さんですが、会社の経営もされているみたいです。それは市の行政等に関係があつたりなかつたり、関連もあるんですか。

○文田秘書広報課長 本日提出しております資料の中で、例えばSEKAI JU TECHNOLOGIES株式会社の代表取締役をお務めになっておられますが、特段市と関連のある会社ではないと認識しております。

○丸山副委員長 昨日、厚生文教委員会で提出された資料に、地域おこし協力隊にも梅原さんの名前が挙がっています。こういう何か関係があつたり、どっちが前か後ろかは分かんないですが、重複する感じのお仕事の内容であつたり、報酬の部分も含めて、そういったあたりはいかがな感じですか。

○文田秘書広報課長 梅原さんにつきましては、多方面で御活躍の方と認識しております。いろんな肩書、役割が重複していることで、特別市政アドバイザーに適、不適ということではないかなと考えております。

○丸山副委員長 昨日も話が出たが、何か政治の活動をされていたときがあるんじゃないかということで、その答弁に対してはちょっと理解不足というか、聞き取れなかったところもあるが、いま一度そういったところは御理解というか、知っておられるんでしょうか。梅原さんが政治に関わっていたというか、活動していたところがあるんじゃないかなっていうことを、それは関係ないですよっていうことで課長がお答えをされていました。市政アドバイザーになったのは7月1日付ではあると思います。その前にそういった活動をされとて、活動されるっていうことは少

し思いというか、何らかの格好がある、意図的なものがあると変な勘ぐりをしてしまうが、そういったことを御存じですか。

○文田秘書広報課長 市政アドバイザーの就任前の活動につきましては、先日他委員会で課長が申し上げたとおりかと思います。市政アドバイザーにつきましては、役職としては特別職の非常勤の公務員になりますので、政治活動の制限は受けません。

また、選挙運動についても適用は受けないですけれども、制限される事項としては、地位利用が、地位を利用しての選挙運動についてのみ禁止されているものと理解しております。

○丸山副委員長 本当にこの人がつながりがなく、本当に適材的に市政アドバイザーとして選任されたのかどうかというところが、どうしても何か懸念されるので、また思い立ったときに聞かせていただければと思います。

○松本委員 この委員会は、執行部に問うだけじゃなしに、自由に議論したらええと思うけど、私、梶原さん知っています、個人的に。プライベートなことですけど、フェイスブックで公表しています。私はあそこの商店街の一角で、まちづくりをどうやっていくかということで、一回何か彼が主催した会に行ったことがあるけど、若い人たちが適当に集まって、まちづくりについて議論していると感心した、最初の出会いはそうです。子育てのこととか、不登校のこととか、そういう関係で教育にも関心あるし、片上の町をどうやっていこうかということで、若者を集めて公開討論会というか、二、三十人集まつとったかな。ああこういう人が備前市におるんだなど、私は感心して最初会ったんです。それ以降、詳しい話はしていませんけど、そういう形でいろんなことに関心を持ち、44歳の若い人です。

彼は四、五年前、地域おこし協力隊で片上に帰ってきて、地域おこし協力隊に志願して、フェイスブック見たら、吉村市長から任命をもらつたる写真もあったりして、特にＩＴの関係で詳しい人だから、役立てたらいいなということで、具体的に何をしたかは知りませんけど、そういう形で3年間協力隊として従事して、それから1年か2年後ですか、今。どこでどう市の幹部というか、長崎市長か誰か知りませんけど、このアドバイザーに推薦したかどうか知りませんけど、そういう方です。私は客観的なことだけ言います。個人的にどうのこうのは、私はほとんど知りません。

○尾川委員 今いろいろ話があったけど、この機会に市政アドバイザーというものを明確にすると、規定があると思うけど、それを見直してもううて、どういうふうに任命すべきかということを明確にして、市民に示すべきだと思う。議事録するならする、使ういくんならいく、教育のことに造詣があつても、教育委員会会議があるんで、そのあたりどういうふうに、あくまでも費用は市から出しそんじやから、明確にどういうことをしたかと、足跡を明示するということをぜひ前向きに検討してもらいたいと思うけど、その辺部長答えてもらえたと。

○河井市長公室長 市政アドバイザーのベースは、企画課が担当しております。その要綱に基づいて各部門が委嘱しとるんですけども、今御指摘の件につきましては、企画財政部と協議をして、見直せるところは見直してまいりたいと考えております。

○尾川委員 何がこれだけ話題になつたかというたら、疑問に思うところがあるから質疑しようるわけで、こんな時間取って、内容的にはかなり高度な話しされるのに、人選の問題とか、記録の問題とか、いろいろ明確にする必要があるということで問題意識させてもらうとんです。

○丸山副委員長 7月1日付でという話を今さっきもしましたが、その翌週の7月7日に総務産業委員会には出とったはずですよね。定数があくまでも予定としてとか、時系列を提出されとつたらどうもないところが、やっとこのたびに催促、再催促して出されたというところが、すごく疑念というか、何なんだろう、どういう方だろうというのが積もり積もってしまったんで、いろんなことで調べはしますが、ただ臆測だけでとか、嫌な思いでというのもあったので、所管事務調査に上げさせてもらった経緯もあります。

今後、よく使う議会軽視じゃないのっていうことも、本当に言いたかったところがありましたので、次回からはいろんな資料提出もよろしくお願ひします。

○森本委員長 この件よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

市長公室関係でほかに、秘書広報課、ふるさと寄附課、危機管理課です。

○石原委員 危機管理になりますか、これも以前投げかけをさせていただいた件ですけれども、2種類の災害に遭われ方、火災に遭われた方、向けの補助事業、他市の事例も挙げて、例えば高梁市では、災害等で居住されるところへ土砂が流入した際に、所得に応じて片づけの除去の補助制度があったり、それから津山市さんでは、火災に遭われた方、これも上限50万円でしたか、残渣の処理費の補助事業、こちらもちょっと上げさせていただいて、備前市でも財政の関係もありますけれども、一つ参考として御検討もいかがでしょうかということで、たしか市長答弁で、他市の事例も参考に検討させていただきますという御答弁かなと記憶しておるけど、こういった事業については、市としてその後、検討であったり、今後に向けてとか、そのあたりお聞かせいただければ。

○菊川危機管理課長 先ほど石原委員が言われました、災害後のそれこそ対応ということになろうかと思います。高梁市では、家屋の土砂の除去の補助要綱が確かにございます。これにつきましては、危機管理等で対応とかということじゃなくて、市のいろんな部署がまたがってこようかと思いますので、市として対応については検討させていただければと思います。

○石原委員 津山市さんの残渣の片づけ処分は、都市計画課の関係ですか。

○菊川危機管理課長 その件につきまして、私今初めてお聞きしましたので、残渣ということであれば、環境になるかもしれませんし、こちらではちょっとお答えできません。

○石原委員 高梁市さんのケースも、今年度の予算を見れば上限90万円とか、所得に応じて、いろんな幅はあるけど、予算額としては100万円ほど取つとられて、当然災害が起こらなければ、被害に遭わなければ歳出もないでしょうから、しっかり御検討いただきたいと思います。

市長が以前、一般質問答弁で、事例を参考に検討しますという旨の答弁があつたけど、危機管理課は、そちらについてはされてないということで、はい。

○森本委員長 この件で関連の質疑等はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

市長公室関係ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時09分 再開

○森本委員長 再開いたします。

*****企画財政部の所管に属する事項について*****

次に、企画財政部（企画課、財政課、人口戦略室、システム構築課）の所管に属する事項についての調査研究報告事項を行います。

報告事項等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

1点目の人ロ減少、少子化対策の取組について。

○尾川委員 一般質問でも取り上げて、国も地方創生2.0、基本構想ということで、今日も資料もうたけど、きちんと解釈してどうするかを考えてほしいというのと、担当者は二、三年したら替わっていくということで、分析方法も変わっていくんじやねえかなと、私もずっとできるだけ数値を分析して見ていくよんですけど、解決策は、適当なものはなかなか難しい。

資料の右の隅の減少率を見たときに、瀬戸内市10.3%マイナス、備前市マイナス26.5という数値が出てきて、改めてこの数字の恐ろしさを感じたけど、担当者としたら、人口動態、人口問題について取組されていこうとしとんか、トップがどうこういうんじやなしに、やはり現場サイドの実際数字を握った人がどうあるべきかを真剣に考えてもろうて、長期的な視野でもって手を打っていくということで、各自治体の減少率と、転入転出について、岡山市が一番多いんで、その辺のことについてどう分析されとんか、それと何か具体的なものを市長も替わったことですから、何か新たな取組を考えておられるかということをお聞きしたい。

○木和田企画課長 まず今の資料についての質問でありましたので、資料について一度御説明をさせていただいた後に、考え方等を述べさせていただきたいと思います。

この人口動態についてですけれども、平成28年から現在までの、まず一番上のグラフですが、転出者の異動先ということで、一目瞭然だと思うんですが、先ほど委員お話しされたように、岡山市への転出が突出している状況となっております。

中段のグラフになりますが、転入者の転入元、どちらからいらっしゃったかということで、こちらにつきましても、岡山市からの転入が多くを占めているという状況となっております。

下段になりますが、転入と転出の差をグラフにしたものとなります。

こちらも岡山市が突出しております、転出超過となっております。

右側のグラフになりますが、令和6年の転出先、転入元を表にまとめたものとなります。

表の見方ですけれども、横軸が、備前市からどこへ転出したかということと、あと人数を表しております。

一例を申し上げますと、備前市から岡山市へ転出した方、人数は黄色で塗り潰している 317 名で、括弧は女性、うち女性の数と読んでいただければと思います。

逆に今度は、岡山市から備前市に転入した人数、こちらも上に黄色で塗り潰している 189 名が転入してきた方、岡山市から転入してこられた方になります。

この表を総じて、赤磐市は逆に岡山市からの転入、転入超過となっているんですが、ほかの市町につきましては、備前市と同じように岡山市への転出が顕著であると、転出超過になっているということが確認できると思います。

最後に、その下のグラフになります。合併時点から現在までの人口の減少数及び減少率を表したものとなります。

先ほど委員おっしゃられましたように、瀬戸内市、赤磐市を除きますと、減少率はかなり高い状況になっていると思います。

やはり瀬戸内市、赤磐市のほうが数値は他の市町と比べて、それほどの減少率じゃないというところの分析で申し上げますと、やはり岡山市との地理的メリットというところが影響しているのかなとは考えております。

○尾川委員 この現状を見たら、備前市の将来を何人を見て考えとかを部長にお聞きしたい。いろんな施設造つって、金が続かんというて、縮小縮小といろいろ言ようわけじやけど、その前に、人数、一体何人ぐらいを想定して、財政規模をどういうふうに、その辺の考え方は、やはりこの総合計画も今検討中と思うけど、さわりでも教えてもらえたと思う。

○榮人口戦略室長 去る 9 月 1 日に第 4 回の振興計画審議会、総合計画の策定をお願いしている審議会に事務局から人口ビジョンという原案を示させていただいております。

その人口推計によりますと、将来人口推計としまして、令和 12 年、2030 年に今のペースでいくと 2 万 6,316 人、2040 年が、2 万 1,085 人、2050 年が 1 万 6,553 人といった減少の数字を示させていただいております。

それから、施設について、今新しい施設ができつつある、既にオープンしている施設もございますけれども、そういうものが果たして今後必要なのかどうかといったあたりですが、現在、古い施設がたくさんございますので、当然それらを更新する意味もありまして、新しい施設を建てるというのは、必要なことではあるとは考えております。もちろん、耐震性が今までなかったものについて、耐震性に強いものに置き換えることは必要だと考えております。ですけれども、言いましたように、古いものはその代わり危険もあるし、皆さんに古いままで使っていたるもの限界があると思われますので、そういうものの除却も当然必要になってこようかと思います。

○尾川委員 2040 年の 2 万 1,085 人、その人口に甘んじてやるんですかと。それに対して、抵抗する気はねんかなと。有名な先生が想定して、いろんな人口分析して想定されとんじや

と思うけど、それをうのみにするんですかと、もっと抵抗して、違う数字を出そうとする努力、備前市には意欲があるんかなと、これより減少率をもう少し遅うするとか、とどめるとかという考えはないかということを聞きたい。

○榮人口戦略室長 まず財政機構についてですけれども、財政の構造としまして、まず一番、1階建ての部分に一般財政の経費がございます。どこの市町村でも、人口とか面積に応じてかかる必要経費というのがございます。こちらにつきましては、税と交付税で主に措置をされます。

今の財政の仕組みからいいますと、県北のあたりの資料を見ていただくとお分かりかと思うんですけども、人口が少ないけれども、面積が大きいといったところで、どんどん人口は減少しつつあるけども、一般行政経費に係る費用はそう変わってないということで、交付税と税によってほぼ例年どおり、近年は同規模で措置をされているということで、人口が徐々に減ってはいきますけれども、急激に交付税が減るといった状況になるかというと、緩衝、バッファーの機能が働きますので、そこはないだろうと、大きな減少にはならないだろうと考えております。

もう一点、財政構造の2階建ての部分といたしまして、今度は独自政策ということで、先ほど申しました普通建設事業、古い建物の代わりと、新しい建物を建てて取り替えるといったことは、市独自で必要なことありますので、そういうところは独自に国庫補助金とか、地方債を財源としまして、長期的な償還の計画なり立てた上で、実行していくといった形になりますので、将来2階建ての独自部分が全くなくなるかというと、そういうことではございません。

○尾川委員 とにかく市長が替わって、何もかも縮小じや、見直しじやと言われて、それを市民が聞いたときに、夢がなくなると思う、ある面。ちょっと将来にみんな不安を思うとるから、その辺を執行部としたらきちと説明して、ただ縮小、縮小というのは分からんことはないけど、もう少し真剣に説得してもらうて、無駄はせんでもええけど、やっぱり必要なものは必要じやし。学校司書だって、1人当たり何ぼというて交付税があるのは、潤沢には100%は出んにしても、1校1人おったら、司書1人に何ぼと決まったもんが出るようになっとるはずじやから、それは100%出んとしても、そういうところをもっと説明して、交付税の絡みというか、要するにこの数字を見たときに、的確な対策というか、人口減少に対して、国とすりや、今若者と女性にターゲットに、これは解決策にならんかもしれんけど、だまされたつもりで取り組む必要があると思う。

この間、島根県の講師の先生が来て話をしてくださった藤山浩先生、先日は私らも藻谷浩介のアドバイスを受けながらやっていくという考えは、その後どうなっとんかなと思って、その辺ちょっとお聞きしたい、具体的な話を。

○榮人口戦略室長 たしか6月定例会のときに答弁申し上げたと思うんですけど、総務省のアドバイザー制度もございますので、そういうものも活用してと申し上げましたが、年度替わりからのスタートっていうのが基本になってくると思われますので、今まだ年度途中でございますので、じゃあすぐに専門家の方に入っていただいてというところまでは至ってはおりません。

それから、前段でおっしゃった司書の配置等につきまして、私が先ほどの答弁で、答えたのに對してちょっと安心したというふうにおっしゃっていただけたんですけど、決して人口が、減少に伴って急激な財政規模の縮小はないだろうと。ただ、縮小があるとは考えております。

そういう形で、図書館等これからできてまいりますけれども、司書の配置についても、じっくり適材適所とか、蔵書数が幾らだからこれだけ要るといった完全にスライドではなくて、仕事が効率的にこなせて、過不足のない業務量を保てる形で、決して過度なものは禁物でありますので、そういうところで、できたらスマートスタート、小さめから始めていって、必要な数をそろえていくといったところで、様子を見ながらっていうのが、私どもの市には合っているのかなとは考えております。

○松本委員 この問題は、僕はここ3年、常に関心を持って、10年ぐらい前からもうずっと議論てきて、ほとんど打開策って出てないでしょう、特別の。最後に吉村市長にどうなつとんですかと言ったとき、備前市は岡山県の東にあって、いろんなマイナスイメージですね、増えるような条件を言わずに、それはしょうがないでしょというニュアンスで答弁したと思うけど、そのとき榮部長に問うたのは、財政的にどうなるかと言うたとき、結論としては、分かりませんと言うたけど、やっぱりこれは人口が減るということをリアルに見んといけんと思う。この前、藻谷さんがいろいろ講演したらしいですけど、彼らの本なんか見ても、結局低いところに対応するようという論調で書かれています。

日経新聞だったか、高知県のほうのだったか、人口が増えるエピソードがあつたり、島根県の海士町とか、全国には確かにいろんないい経験があって、人口が増えているとか紹介していますけど、備前市にそういう要素はあるかというたら、私はほとんどないと思う。ほとんどないというのは、1つは、政府とか県の一定の補助というか、プロジェクトに乗った形のところは増えているけど、ほかのところはあまり増えてない。高知県だったかどこだったか忘れましたけど、バカラレア教育で小中一貫校をつくって、全国から子供が集まって、父兄が集まって、そういう形で子供の人口が増えてとか、そういうエピソード、確かに人口は増えている。そういうことがあつたけど、その反面、この子たちが大きくなったらここへ残るか、よそから来た人がここへ残るかというたら、やっぱりそういう魅力もつくらないと、結局都会に散らばっていくという懸念があるとか、今子供を中心に成功していても、その子供たちが定着するかどうかということも考えんといけんということを示唆していました。そういう総合的なところを考えないと、考えて、ほんなら備前市にそういう力があるか、それを私、私自身も分からぬけど、今職員の方々は、幹部連中、榮部長が中心になって、よっしゃプロジェクトをつくって頑張ってやろうとか、そういう気概もあまり感じないです。難しいから、誰も名案がないから、気持ちは分からんことないけど、僕は現実的な対応として減ることを前提に、いろんな企画とか、財政も含めてすげど考えていく。ある意味、身に合った将来像を描くべきだと思います。

私、議員は議員で議論しないといけんと思う、本気で。やっぱり無理か、おい頑張ろうやという、ここが議論せんかったら、それはもう議論、誰もとは言いませんけど、職員だけのせいにし

てもいけんし、市長のせいにしてもいけんし、やっぱり我々自身が問われていると思う。その結論が別に減ったからといって、別にそれがどうしたんということも考えられるわけですから、増えんといけんとかばっかり考えずに、身の丈に応じた発展があると思う。個人的にはいろいろ私も私なりに考えたけど、これはもうどうしようもないなと。

いろんな資料が出ています。今まで出てきました。結局、二十歳から40までの女性の人口が鍵を握ると思う。これをどうこうしない限りどうしようもないと思う。

今まで子育てとか保育園とかいろんなことをやってきても、この辺の人口を増やすために何をしたかということが問われる。確かに婚活とかはしてきたかも分かりませんけど、芳しい成果を上げてこなかったんじゃないかなと思う。二十歳から40までの若い女性を定着させるのはどうしたらいいか、これは所得を上げない限り難しいと思う。市役所もそうでしょうし、民間もそうでしょうし、非正規の労働者が今統計的には40%前後と言われていますけど、さらに進むんじやないかと。こういう状態で活路を見いだせというても難しいと思う。

この前、テレビだったか新聞か、なぜ子供をつくらないんですかといったら、経済的な人がほとんど50%ですよ、その辺の若い夫婦に聞いたら、やっぱり経済的な問題が一番ですよ。保育園がどうとかいろいろあるけど、やっぱりそれが圧倒的に多い。そこを解決せにや、市がどうのこうの言ったところで解決しない。これは国の問題です。そういうことを考えたら、あまり暗いとは思わない。暗く感じるかどうかというよりも、要はそれでええじゃないですかと、低いは低いなりの満足といったらおかしいけど、あると思う。年取ったらそういうふうに考えるかも分かりませんけど、やっぱり若い人もそこは諦めているところがある、しょうがないなと思うて。

そういうことを見たら、別に物すごく発展せんといけんのんだという発想で考えというか、ことはないと思う。

○尾川委員 一番は今までの市の組織の問題よね。担当がどこか、替わり歩くと言うたら失礼な言い方になるけど、どこがこの人口問題に対して責任持ってやるんか、人口問題の取組は、榮部長のところと思うけど、ある程度方針を決めていくというところはどこなんかを確認したい。

○榮人口戦略室長 人口問題につきましては、主管課は、4月に新設されました人口戦略室になります。あくまでも企画系のことになります。今、総合計画からビジョンですか、あと創生総合戦略そういうものをつくっているというところもありますので、企画と一体的にそういう計画の策定作業を進めているという状況でございます。

○尾川委員 ぜひ情報発信をよろしくお願ひします。

関連でビーテラスの所属長、担当かよう分からんと言うたら失礼な言い方じやけど、こっちは事実分からん。それから片上公民館があって、中央公民館があってというように、片上公民館にしてみて試行するとか、こども広場は支援センターというか、子育て支援にお任せするとか、どうも中央公民館あり、片上公民館あって、どっちが主導権持つんか、組織的にきちっと担当、石原部長が担当しとると言われたりすると、どうなんかなど。その辺をどうしてそうなつとんか、将来的にはどういうふうに担当、やっぱりポジションじやから、どこを誰が守るんならと

いうことになってくると思う、戦略変わってくると思う、ある程度。だから、その辺を明確にしてもううて、市民も、あつ石原部長に言うたらえんじや、誰やらさんに言うたらえんじやというのを明確に、どうもどこへ行きやえんかなということの相談があつたりするんで、その辺を明確にしてもらいたいと思う。

○石原総務部長 ビーテラス、どこが担当なのかという問いかと思います。一般質問の中でも、今回、特に多くの議員からの質問はあったとは受け止めております。何が一番正解なのかというのは、いろいろ御意見あろうかと思いますけれども、やはり市民の方が迷わないような仕組みづくりというものが必要ではないかとは思っているところです。

それぞれの担当するエリアはあるにしても、やはりもともと商業ビル、減築したとはいえ、4階建ての大きなビルの管理をどこのセクションがするのがふさわしいのかとか、いろいろな御要望をお受けして、複合施設ですので、いろんな窓口を一本化しても、いろんな問合せ等は入ってくると思いますけれども、全てそのセクションで解決できるとも思いませんし、それぞれの部署へつなげていくっていうところも必要かと思います。

駐車場の課題、市道、歩道のことまで含めれば、それからほかには商店街の活性化とか、そういったまちづくりの視点っていうところも必要ではないかとも感じております。そもそもビーテラスの後、図書館の完成を控えているところですが、最終的には、やはりこの地域の回遊性を高めて、にぎわいを創出するというのが計画の中にもございましたので、そういったところも当然、今まで点と点であったものが線でつながれて、面で見ていくような視点、それからそれプラス時間軸で考えていく、将来的にはこの施設をどのように活用して、この地域、このエリアをどのようにしていくのか、そういうことがまだまだ議論の余地は十分あるんじゃないかとも感じておりますので、多面的な視点で、委員おっしゃられるように、一つのセクション、一つの視点ということではなく、複合的な、複眼的な議論がまだまだ必要ではないかと感じているところです。

○尾川委員 私、石原部長おえん言よんじやねんじやから。大体市は縦割り組織で、吉村前市長が自分の机のうてもええと、一時期やったことがあって、固定の机じやなしに、どこへ行つたつてええというような、そういう意識づけとをやつとつたというように私は見とんです。

そういうレスポンス、何もかも言うことを聞くという意味じやなしに、要望に対して、時間からずに対応していくということをぜひ、そのためにやり手の部長をトップに据えてやっていこうとしると思うけど、調整力があるから頼まれて人選したと思うんで、早めに説明もしながら対応して、人口の減り方を今10%程度から20%がえんか、26もいかんように、そういう取組をして、借金せずにじっと座して死を待つだけでいくか、考え方はどうなるか分からんよ。ある程度最低限の投資はしていくべきだらうと、最後のチャンスじやねえかと思うて、いろんな形での挑戦じやと思う。

答弁よろしいんですけど、要はビーテラス一つにしても、誰が担当して、どのように行っていくと、方向性を示してほしいということをお願いして、終わります。

○石原委員 僕も市民の皆さんとお話ししたりして、それからよく山陽新聞に、県内自治体の人口に関する記事、有権者の動きとか、タイミング、タイミングで各自治体のが出るたびに、備前市は寂しい話があちこちであって、昨今もありましたけれども、どこかで大きな災害が起こったときには、皆さん口をそろえて、備前市ほどありがたいところはねえなと、こんだけええところはねえなという話で。数字とかデータを目の当たりにしてしまうと、どうしても寂しい状況をさまざまと見せつけられる。データもええんですけど、何か本当肩肘の力を抜いて、しっかりと現実受け止められて、人口が減つと岡山県内でも、岡山市が人、若者世代、特に集めて、もう小さな一極集中が岡山県内でも岡山市目がけての流れがあるわけじゃないですか。これどうあがいても、利便性なんかでも太刀打ちできるわけないですし、本当肩の力を抜かれて、備前市をしっかりと見詰め直して。職員でも、皆さん方の生活の権利なんで、いかんともし難いですけれども、職員の方であっても、お仕事はここでされながら、お住まいはどちらですかと言われたときに、恐らく半分近くの方が、いろんな事情が絡んでのそういう現実でしょうけど、現実はそうであって、皆さん方の家族や子供を見たときでも、例えば2人子供がおって、辛うじて1人は市内へ残っていますけど、1人は関西圏のほうへ、大学から出たきりという方が幾らでもおられて、これが本当の現実であって、そこを関係人口だの、少しでも転入者の増だの、いろいろ言われていますけれども、くれぐれも国に踊らされんように、2015年ですから、10年前に地方創生が始まつて、日本中で人口に関する戦略が立てられて、結果、このありさまじやないですか。部長に言ったところでかもしれないけど、人口戦略室という、この恐ろしいような名前もちょっと、市民の方が目にされる機会は少ないかも分からんですけど、もうちょっと軟らかい穏やかな感じで、戦略というて、何で戦わにやおえんのんかとそんな思いも抱きながら、この人口減少問題、本当にどうまとめりやええか分からんけど、一回肩の力をふっと抜いてみて、皆さんで一緒に備前市について考えて、日本中で似たような取組はされるとわですかから、ちょっと楽な気持ちで、藻谷先生もこの間言われた。何か穏やかなほっとするような、何かがあったら助けてくれる町を選ぶんじゃないですかみたいなことを、何かちょっととしたヒントとして言われて、それからもうそんなに悲観されんでも、日本人はとかくいろんなニュースや風潮に踊らされがちなんで、そういうものに一つ一つ流されずにみたいな、ちょっと気を楽に、しっかりと地に足着けていってくださったら、必ず備前市の未来は。

それからもう一個、よくよく市民の間で出てくるのは、瀬戸内市の話も出るけれども、総社市さん、地理的には岡山市からの距離感、倉敷に近いのもありますけど、JRの本数で確かに見渡してみると、山がとかく備前市はどうしようもない地形が現実としてあるけど、総社市さんはどうしてああいう状態を保っているのというのも、一つまたヒントもどこかに、例えば障害者に対して優しい取組をされとったりというのもあったりするんかなと、ちょっと肩の力を抜かれるんも一つありますと、こういうのを見ながら感じました。

○松本委員 さっき石原部長が言ったのがちょっと気になったけど、我々議員に対する市長の一般質問での答弁と、何か執行部からの答弁が、ちょっと合ってない、マッチしていないかなという

気持ちを受ける。今さっき回遊性とかなんとか、確かに前市長のときは、そのことを強調してからいろいろ言っていました。だけど、この前の山崎市長の話は、この暑いのに、回遊性どうじやは考えられるかとか、公園も駐車場にすりやええとか、でも歩いていくのはやっぱりとか、そこら辺でどっちかというと、駐車場を広げと、回遊性は次じやという議論だったと思うのに、何かちょっと違うようなニュアンスに聞こえた。だから、石原部長だけじゃなしに、ほかのところもちょろっちょろっと、市長がああいうもやつとした曖昧な答弁するから、余計に分かりにくいうもあるけど、そこら辺はもうちょっと議論せんといけんのんじやないかということを一つ感じる。

もう一つ気になるのは、尾川委員がよく瀬戸内の図書館とか、ここの図書館のことを言いますけど、私、図書館の一番の問題は、蔵書。まちづくりの一環として、もう備前の図書館に行っても、日生の図書館に行っても、読む本ありませんよ。ありませんと言ったら言葉が悪いけど、そこをまず何とかしてほしいと思う。

○石原総務部長 誤解があつてはいけないなという思いは今持っておりますので、もちろん、市長答弁にもありましたように、回遊性っていうのは、何も歩いて回るっていうこととイコールという意味ではないとは思っております。当然この酷暑の中で、少しでも近くに駐車場があるというのは、利用者の皆様も当然思われていることだと思っておりますんで、それは大きな課題であると思っております。

先ほども私申し上げたのが、回遊性という言葉が誤解を招くのであれば、違う言い方をすると、一つの施設に行って利用して、またそこだけで終わってしまうということではなく、この施設に行きたいけれども、じゃあそのついでにこちらの施設も利用してみたいな、この施設でこういう目的で利用する。近くにあるこの施設では、こういう目的で利用すると、違う楽しみ方があるっていうものが、このエリアに存在しようとしているところで、点と点ではなくて、その移動が歩いていくのがいいのか、車で移動することも含めて、町の中に人にぎわいというもののが変わってくる景色ということが求められているものではないかなと思っておりますので、ビーテラスに行って遊んで、利用して、また帰ります。いやいや図書館も一緒に利用してみたいなど、そういった点と点が線と線でつながる、面として見ていただけるような、せっかく西片上も駅舎が変わろうとしているところですので、JRを使ってとか、公共交通使ってというところを、そういう行動したくなるような誘導策という視点が必要ではないかというのが狙いではないかと感じておりますので、駐車場は駐車場の課題として真剣に対応していかなければならぬと思いますし、やはり複合的な施設やいろんな機能を持った施設がこのエリアにあるということを、この町の魅力として、当然伊部の美術館にも行っていただきたいというのもありますので、そういった視点は忘れてはならないんじゃないかと感じておりますので、駐車場の課題はしっかりと対応していかなければならぬと思いますので、そういう趣旨であると御理解いただけたらと思います。

○松本委員 話はよく分ります。絵としては分かります。だけど、片上の町でそういう絵は描

けないですよ、どうしても。現実とマッチしたものと考えてほしいということは付け加えて、話は分かりました。回遊性というのは、そういう意味で使われたというのも理解しります。

○尾川委員 私、何で人口問題を言ようかというのは、みんなも考えてほしいのが、品川とかれんが会社のが社宅がいっぱいあったわけです。私の考えはですよ、市が住宅対策をしてなかつたから、長船、呂久の安い住宅地に出ていったと。市政の在り方、方針が間違えたとよう言い切らんけど、結果論じゃけど、そういう社宅対策をやっとれば、今みたいな人口減少になってねんじやないかという感じがある。例えば、片上には前には准看護婦学校があった。じゃけど、医師会も元気なかったし、市もそこでよう手を出さなんだと。今赤穂市にある関西福祉大学になつとったかも分からんと、よう分からんですよ。やつたら大借金抱えて、備前市に頼み込んで、備前市が直接やるか、今の高梁市とか、あっちこっち学校、問題があつて、津山も学校の問題、公立にするとと言りますけど、そういうところが何か今でも起点というんか、分かれ道があるんじやねんかな。それに気がついてほしいというのが、いろいろ議論も出たから、私はそこが発展、起点になって、住宅対策、日生もそうかもしだ。片上の場合だったら、品川にあれだけ従業員がおつて、社宅があそいっぽいあったわけです。山ばっかで、土地が適当なところがなかつたという問題もあるかも分からんけど、何かその辺ヒントがありやへんかな。今何かそういうちょっとしたことで将来にわたることになると思う。参考になればと思って、今でも何かどつて分かれ道があるんじやないかなという、そこで皆さん、担当者がしっかりした選択をしてほしいうことは、吉村前市長がいろいろ選択肢を与えて、何でも賛成と言われて、これが今大借金抱えて備前市が倒れるようになるんか、それともある程度発展するんかということをてんびんにかけとんんですけど。

○榮人口戦略室長 御助言ありがとうございます。瀬戸内市との違いにつきましては、先ほど企画課長が申し上げたように、やはりまとまった平地があるのと、一方で山あいに集落が点在しているといった違いもありますし、都市計画区域を旧来から引いてきた土地利用のやり方が全く違っていたというところもあったと思います。どちらが正解かというところも、これもまだちょっと、時間がたってみると分からぬところがありますし、学校の誘致につきましても、以前、看護学校があつたりとか、県のお話もありまして、今盛んにやられているのが、地方の私立大学の公立化が言われていますけども、それも公立化になつたら交付税の対象になるので、運営がかなり楽になるということで、成功事例も各地で上がっているようですが、一方で先日、新聞見ますと、公立化したことによって、その先の就職、地元への就職の率が下がったというデメリットもありまして、本当に何が正解か分からぬ。どの時点か捉えたら正解かもしれないけど、少し時間がたつたらそれはちょっと違つてたんじやないかといったような未来があるかもしれませんので、そういう意味で、できるだけ、今を捉えて、今は皆さん、市民の方が十分幸せに暮らせるといったような、そういう社会ができたらいいなということで、ウエルビーイングも頑張って調査等をやっておりますので、といったところも今後の総合計画の中に生かしていきたいと考えております。

○森本委員長 人口減少についてはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

休憩します。

午後3時06分 休憩

午後3時19分 再開

○森本委員長 再開いたします。

次に、備前緑陽高校サポート事業について。

○尾川委員 サポート事業はどうなつとんかということもあるけど、4月の入学を見たら、邑久高校と緑陽高校との比較があつたり、それから6月29日の新聞に、工業高校の求人が27倍と技能を求め殺到と、こういう新聞記事を見ると、緑陽高校のサポート事業を絡めて、就職はどういうふうに、分かる範囲内で教えてもらいたい。

○木和田企画課長 緑陽高校のサポート事業について、現状をお伝えいたします。

こちらの制度につきましては、緑陽高校へ在学されている生徒、御家族の方への補助となります。メニューが2つございまして、まず西片上駅までのJRの定期代、バスの定期代の両方を絡めた経費に対する補助ということで、補助率が2分の1、上限が3万円、これが1つのメニューです。もう一つが、学校へ通うための自転車の購入に対する補助で、補助率は2分の1、上限は2万円で補助しております。

現状、補助金の総額は420万円程度で、令和5年度と比べまして横ばいの状況ですが、事1年生に限って見ますと、電車、バス等の通学費の補助額がちょっと減少している状況であります。この原因としては、当然新入生の減少というところが減っている、市外からの通学者も当然減っているというところが主な原因であるかなと判断しております。

数字的なところですけど、令和6年度の備前市内の中学校からの進学状況を見てみたんですが、令和5年と比べると減少しているというところで、ほかの市へ流れていっている状態が見てとれるところがございました。ちなみに、緑陽高校の新入生の数、それと市内からの進学者の数を申し上げます。

令和5年度の新入生が131名、うち備前市内からの進学者が38名、令和6年度につきましては、新入生全体で91名、市内からの進学が32名と聞いております。

○尾川委員 生徒数が減ってきて、今度高校の私立が無償化になったりして、非常に苦しい立場に追い込まれるかなと思って、その辺でサポート事業について見直し、先生からの要望というか、こうしたら魅力が出るよとかということは、そういう接触する機会はあるん、最近は。

○木和田企画課長 私もこの7月からですので、まだ御挨拶には、緑陽高校には伺ったんですが、定期的に先生とお話しする機会を設けております。ですので、そういった委員からの御提言を踏まえて、既存の補助はありますが、何かほかの就職等よい方向になるような、何かよいメニュー等を、話合いの中で検討させていただきたい、する場はございます。

○尾川委員 備前市内に学校を、近くに公立高校がなかつたら、市の魅力が、やっぱり地元とす

りや、その辺の対応をきちっとしてもらいたいし、これも資料として、今まで中学校の進学状況という話があったけど、備前市内の中学校から岡山とか、緑陽とか、邑久高とか、そういう学校の一覧表というか、データを見せてもらって、やっぱりデータは物を語るわけで、どうしていくかということを思うとんじやけど、早う集まらんというたら、もうわしは言うんじやけど、3月には卒業しとるというたら、大体どこへ行ったというのがほとんど決まつとると思うんです、先生が把握しとる。それがデータ出てこんというのはおかしい。そういう関心がねえからじやと思う。やっぱり地元の学校へ就職するんか、地元の学校のレベルを上げていくんか、どうなつとるかということを、緑陽高校はどうなるんならということは考えていかんと、備前市とすりや、それをサポート事業というて、何とか魅力化つくって、学校残ってくれえと、応募者を増やしてくれえと言ようわけじや。それに応えていくような、市も対応していただきたいと思うけど、その辺データが出てこんということに絡めて、やり方、取組の話をしてもらいたい。

○木和田企画課長 高校の魅力を上げるということは、例えば生徒数が減れば、JRの減便にも関連してくることかもしれませんし、いろんな影響が、悪い影響も出てくることは想像できます。ですので、やっぱり魅力を上げていくということは、備前市も、それから高校も、方向性は一緒だと思いますので、そういったところの情報のやり取り、そういったところは、今後も引き続き行つていこうと考えております。

○尾川委員 ちょっと触れたけど、工業高校がこれだけ倍率が高うて、地元の企業に就職しょんかどうか知らんよ。要するに、総合学科の見直し、県も一時期はやったけど、入ってから選択すりやええというたって、やっぱり総合学科って、生徒も魅力ねんじやないかな。工業高校が就職というたら、少しでもええところへ就職しようと思うんが人情じやから、そういう面で、学科の選定見直し、学校を閉めるばあじやなしに考えてもらいたいと思うけど、その辺はぜひ伝えてもらいたいと思う。

○木和田企画課長 先ほどの委員の意見を、今度高校にお話を伝えさせていただきたいと思います。

○松本委員 卒業後どこに行ったかというデータは分からんですか。備前市に残る、市内の就職というか、居住というか。

○木和田企画課長 今調べましたところ、6月の委員会で高校の要覧に進学先とか、就職先とかをお示しさせていただいているとは思います。

○松本委員 大体どれぐらい市内に残るんですか。大体何%というか、分からぬ。半分もおらんでしょう。

○木和田企画課長 今私も確認しているところですが、代表的な品川リフラクトリーズさんとか、あとコーアンさんとか、あとパーセンテージは今お示し、お答えできない状態です。

○丸山副委員長 先ほどJR、自転車のことを言わっていましたけど、以前より生徒数が減ったのもあるけど、JRで降りてくる生徒も少ない。朝、親御さんが通勤で送り迎えの方も、酷暑の状態で、その理由もあるかもしれません、サポート事業を御存じでない御家庭、生徒もいるの

で、いま一度そういったところも言っていただきのと、就職に関してつながるかどうかあれです
けども、もう少し部活動のアピールも、昔はいいものもありましたので、就職活動につなげられ
る、緑陽高校の知名度も上げられる、いろんな相乗効果があると思いますので、いま一度アピ一
ルをしていただけたらと思うが、いかがでしょうか。

○木和田企画課長 アピールの一環ということで、先ほどお答えしましたが、高校のほうで担当
者にも、こういったサポート事業は今年度も引き続き行いますということで、事前にお話もさせ
ていただいております。進学説明会とかございますが、そういった折に、備前市からこういった
補助がございますという説明は、受験する希望者に対してはしていただいているし、当然でき
る限りのPRはしておるところでございます。

先ほど申しましたが、在校生自体は確かに減っておりますので、人數の低下は確かに見られる
のと思います。

○森本委員長 サポート事業はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、備前市総合計画後期基本計画について、課長から説明。

○木和田企画課長 1点、御報告をさせていただきたいんですが、総合計画についてですが、先
日、委員の皆様に総合計画の参考送付ということでお配りさせていただいたと思うんです。こち
らのほうが、まだ現時点でのKPIの数値とか、文言とか、文書の内容とかがまだ完全な状態
ではないものになっております。今現在、審議会等で内容を詰めているところですが、パブリック
コメントを10月に出す前の最終的な案を、閉会後の10月の委員会を開いていただければ、
そのときに御提示させていただけるとは思っているんですが、今その準備をしているところで
す。

○尾川委員 具体的に委員会での取組はどういうふうに。これ見たら、パブリックコメントでや
れど、皆と同じようにと取れるけど、どういうふうに具体的に考えられていますか。

○木和田企画課長 この文言がちょっとそういったことに最初書かせていただきとったんでは
すが、今申し上げましたように、委員会を10月に開かせていただいて、その場で内容について、
御質問に対する御説明等をさせていただこうということで考えておるところです。

10月1日が最後の振興計画審議会になります。その際には、最終形が出来上がると思いま
すので、その時点でお示しさせていただければ、その内容の確認等も十分時間は取らせていただ
けるとは思っているんですが。

○森本委員長 まとめますと、10月に出てくる最終案をもって委員会で協議をさせていただく
ということですね。

10月の委員会の日程調整はさせていただきたいと思いますので、委員の皆様よろしくお願ひ
いたします。

この件に関してよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ほかの件で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、所管事務調査を終わらせていただきます。

***** 行政視察の実施報告について *****

それでは、委員の皆様に、前回の委員会で御案内させていただいたおりました7月に実施いたしました足利市と前橋市への行政視察の実施報告書については、修正とか加筆等の御連絡がございませんでしたので、定例会最終日の本会議において、所属委員会以外の議員や執行部に対し、委員派遣による成果をお知らせするために、委員長の私のほうからその要旨を報告する旨を議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で総務産業委員会を終了いたします。

午後3時40分 閉会